宿泊行事に看護師を派遣するなど、養護教諭の負担軽減に関する項目

府立支援学校においては、医療的ケアの有無に関わらず、医師の指示により、看護師の付き添いがあれば宿泊行事への参加が可能となる児童・生徒のため、看護師の付き添い経費を措置する「安全対策事業（宿泊学校行事看護師付添費）」を実施し、学校と協議のうえ、予算の範囲内で対応している。

養護教諭の複数配置を行うなど、負担軽減に関する項目

小中学校の養護教諭の配置については、小学校851名以上、中学校801名以上の児童生徒が在籍する学校に複数配置を行っているところ。

心身の健康を害している児童生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところ。

府教委としては、これまでも、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、国に対しては定数改善を強く要望してきたところ。

文部科学省では、平成28年度概算要求において、教職員定数の戦略的充実を図るため、アクティブ・ラーニングによる授業の革新、諸課題への対応及び、チーム学校の推進に必要な3,040人の定数改善が計上され、大規模校への養護教諭の配置充実として、配置基準の引き下げが盛り込まれましたが、この要求は政府の予算案とはならず、学校現場が抱える喫緊の教育課題に対応するための加配定数の増にとどまったところです。府教育委員会としましては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られますよう求めていく。

今後とも、養護教諭定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

心身の健康への適切な対応を行うための養護教諭の加配については、市町村からの調書及びヒアリングを踏まえ、いじめや不登校、自傷行為、暴力行為、性に関する問題行動等、また、慢性疾患や障がい等により、心身のケアが必要な生徒が多く在籍する学校、保健室登校や保健室の来室状況等から課題が多く緊急に加配が必要な学校、加えて加配により、生徒の心身の健康に対する総合的、かつ積極的な取組みが期待できる学校であるかどうかを総合的に判断し、配置校を決定している。

支援を要する児童生徒への対応等については、学校の実情に応じ、校内体制を整備するなど、学校全体で取り組んでいくことが重要。

養護教諭の複数配置については、市町村からの調書及びヒアリングを踏まえ、いじめや不登校、自傷行為、暴力行為、性に関する問題行動等、また、慢性疾患や障がい等により、心身のケアが必要な生徒が多く在籍する学校、保健室登校や保健室の来室状況等から課題が多く緊急に加配が必要な学校、加えて加配により、生徒の心身の健康に対する総合的、かつ積極的な取組みが期待できる学校であるかどうかを総合的に判断して、配置校を決定している。

生徒の健康診断の診断項目の変更にかかる業務負担に関する項目

９月に冊子「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成２７年度改訂」が日本学校保健会から配布されるとともに、１０月には日本学校保健会主催「児童生徒等の健康診断普及啓発講習会」が開催され、新たな健康診断についての説明がなされたところ。

健康診断は、「学校保健安全法」、「学校保健安全法施行令」、「学校保健安全法施行規則」及び「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて」に基づき実施するとともに、「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参考とするなど、適切に行うよう市町村教育委員会に対し周知していきたいと考えている。

アドレナリン注射を全教職員が受け入れられるよう研修を教職員に行うなど、養護教諭の負担軽減に関する項目

アレルギー疾患を有する子どもが安全に学校生活を送るためには、教職員がアレルギーに対する理解を深め、校内体制を充実させることが重要である。

教職員の研修については、これまで平成２２年から専門医による研修やエピペンの実習などを実施しており、今年度も国庫事業「学校保健総合支援事業」において、教職員を対象とした専門医によるアレルギーに関する研修会を２月に実施する予定。

また、７月に公益財団法人　日本学校保健会並びにファイザー株式会社主催の「食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会」において、学校における取組みの事例発表や専門医による講演、エピペンの実技講習などを行い、教職員等の資質向上を図ったところ。

今後とも引き続き、アレルギー疾患を有する子どもへの対応について校内体制の充実等を図るよう、市町村教育委員会に対し働きかけていきたい。

養護教諭のインフルエンザ予防接種の公費負担に関する項目

予防接種については、法に基づき各市町村の担当部局が実施している。

なお、市町村立学校職員の健康管理をはじめとする安全衛生管理に関する事項は、設置者である市町村教育委員会が所管している。

養護教諭の感染防止のためB型肝炎抗体検査等の公費負担に関する項目

府教育委員会では府立学校の設置者として、希望する養護教諭にＢ型肝炎の抗体検査を、抗体のない養護教諭で希望する者には抗体ワクチン接種を、それぞれ公費で行っているところ。

なお、市町村立学校職員の健康管理をはじめとする安全衛生管理に関する事項は、設置者である市町村教育委員会が所管している。

養護教諭の複数配置校には定数どおりの正規職員を配置するなど、養護教諭の負担軽減に関する項目

養護教諭については、義務標準法による定数を基礎として、本府の定数状況を勘案の上、配置している。

なお、短時間再任用の養護教諭につきましては、他の短時間勤務者との組み合わせを基本としている。

今後とも、養護教諭定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

妊娠中の養護教諭の負担軽減に関する項目

養護教諭に対する職務軽減については、平成20年度から、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとしたところ。

代替講師の配置については、府教育委員会における講師登録者の中から行っていただいているところですが、これまで、講師登録者を確保するため、府や市町村関係施設、ハローワークなどにおいて、講師募集のポスターの掲示やチラシの配付、教員養成課程を有する大学に対する学生への周知の依頼や大学に出向いて登録の受付、教員採用選考テスト会場でのＰＲなど、様々な対策を継続的に行ってきたところ。

なお、長期休業中の、病気休暇等の代替措置については、基本的には困難でありますが、学校運営上重大な支障が出るような場合には、個々の実態を踏まえ対処していく。

これらの取り組みを行うことにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。